BIG GUIDE 03

運送業向け資料

運賃の支払いの決まりと入金を早める方法

荷主・元請けに請求した運賃を、支払期日より前に資金化。燃料費・高速代・傭車費など、入金より先に来る支払いに備えます。

01 運送業の資金課題

02 数字で見る、運賃の支払いの決まり

03 対象になる運賃と2つの方式

04 運送の取引で確かめたいこと

05 資金化のあとも、卒業まで支援

06 よくある質問

法人専門ファクタリングのBIG

発行 2026年11月

01 運送業の資金課題

運行を終えて請求書を出しても、運賃の入金は翌月以降。その間も、トラックを走らせるための支払いは続きます。

01

燃料費・高速代が先に出る

燃料カードやETCの引き落としが、荷主からの入金より先に来ます。

02

傭車費・人件費が重なる

協力会社への傭車費とドライバーの給与が、同じ時期に重なります。

03

車検・修理は待ってくれない

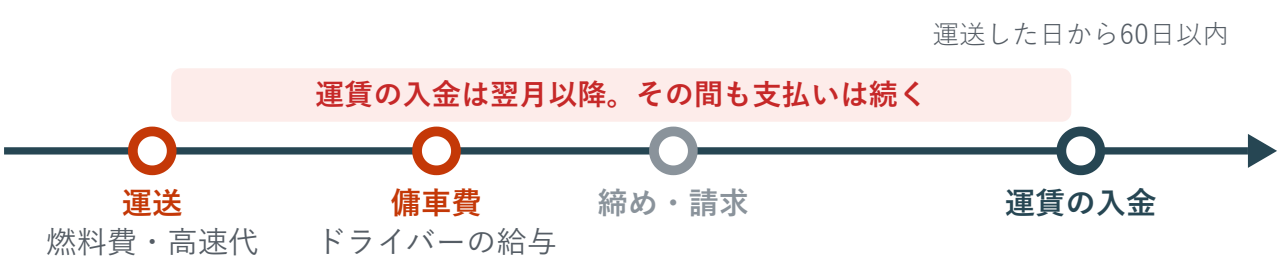
車検が重なったり、故障で予定外の修理代が発生したりします。

04

仕事を増やすほど立て替えが増える

新しい荷主や増便を受けると、入金までに立て替える金額も大きくなります。

お金の流れ（取適法の対象となる取引の一例）



● 支払い　● 入金　● 手続き　／　支払期日の決まりは取適法の対象となる取引の場合[1][2]。締め日を起算日にできる場合は次のページ

02 数字で見る、運賃の支払いの決まり

運賃の支払条件には、法律と国のガイドラインで決まりがあります。

60日以内

支払期日（取適法の対象となる取引）

対象となる取引では、運送した日から60日以内の、できる限り短い期間に支払期日を定める必要があります[1][2]

2026.1.1以後の発注分

手形での支払いは禁止（取適法の対象の取引）

2026年1月1日以後に発注された取適法の対象の取引では、運賃を手形で支払うことが禁止されています。支払期日までに満額を現金で受け取りにくい電子記録債権なども同じ扱いです[3]

書面で交付

運送の依頼（2025年4月1日～）

2025年4月1日に施行された改正貨物自動車運送事業法により、荷主と運送会社は、運送の内容や対価を書いた書面を互いに交付する必要があります。[5]

運賃と料金

請求書の内訳

国土交通省の標準貨物自動車運送約款は、運ぶことの対価である「運賃」と、積込み・取卸し・荷待ちなどの対価である「料金」を分けています。[6][7]

取適法が適用されるかどうかは、取引の内容と、双方の資本金や従業員数で決まります。運送の契約であれば必ず対象になる、というわけではありません。

03 対象になる運賃と2つの方式

BIGが買い取るのは、法人の運送会社が荷主・元請けに請求した、支払期日前の売掛金です。

ご相談いただける売掛金

- ✓ 荷主に請求した運賃
- ✓ 元請けの運送会社に請求した運賃・配送委託料
- ✓ 毎月の締めで継続して請求している運賃

対象外となるもの

- × 個人事業主の方の売掛金（BIGは法人専門です）
- × まだ請求書を発行していない運賃
- × 給与を対象とするもの
- × 30万円未満の売掛金（複数の請求書を合わせて30万円以上になる場合は対象です）

こんな業態からご相談いただけます

一般貨物（トラック運送） / 軽貨物 / 利用運送 / ルート配送・宅配の受託 / 冷凍・冷蔵輸送 / 引越し / 重量物・建機の輸送 / 倉庫・構内作業

買い取れるかどうかは、業態ではなく、売掛先と請求の内容を確認して判断します。ここに無い業態でもご相談ください。

荷主との関係で選ぶ、2つの方式

	2社間ファクタリング	3社間ファクタリング
手数料	**5%〜**	**1%〜**
しくみ	貴社とBIGの2社で契約します。荷主・元請けへの通知や承諾は原則不要です。	荷主・元請けの承諾を得て進めます。2社間より手数料を抑えやすい方式です。
向いているケース	荷主との関係に配慮して進めたい 支払いが迫っていて急いでいる	継続して取引している荷主がいる 金額の大きい売掛金を資金化したい
特徴	30万円〜相談可能	荷主からBIGへ直接入金
共通	入金 最短即日 ／ 契約 オンライン完結・来店不要 ／ 基本書類 本人確認・請求書・通帳 ／ 全国対応	

実際の手数料と入金時期は、売掛先、売掛金額、支払期日、書類の提出状況などにより異なります。契約前のお見積もりで、手数料と振込予定額を確認できます。

04 運送の取引で確かめたいこと

請求書と契約書を見直すときの要点をまとめました。

01 取適法の対象なら、支払期日は運んだ日から60日以内

2026年1月1日に施行された中小受託取引適正化法（取適法）では、運送の委託のうち次の2つが対象になることがあります。1つは、荷主が販売した物品などを取引先へ運ぶ委託（特定運送委託）です。もう1つは、元請けの運送会社が、荷主から受けた運送を別の運送会社へ再委託する取引（役務提供委託）です。荷主が自社の拠点のあいだで運ぶ委託は、通常は含まれません。

同じ種類の運送を続けて受けていて、月単位で支払う合意があるなどの要件を満たす場合は、締め日を起算日として扱えます。国土交通省のガイドラインは、その例として「月末締めの翌月払」を挙げています[3]。

02 対象の取引では、手形での支払いは禁止

2026年1月1日以後に発注された取適法の対象の取引では、運賃を手形で支払うことが禁止されています。支払期日までに満額を現金で受け取りにくい電子記録債権なども同じ扱いです[3]。全日本トラック協会も、できる限り現金で、運送日から60日以内に支払う方針を掲げています[4]。

03 運送の依頼は、書面で受ける

運送を別の会社に再委託するときは、委託先に書面を交付します[5]。相手方の承諾があれば、メールなどの電子的な方法で交わすこともできます[3]。お見積もりの際は、請求書とあわせて、契約書や発注書などの参考書類があればご提出ください。

04 請求書は「運賃」と「料金」を分けて書くと確認しやすい

荷主側の都合で待機した場合の待機時間料も、約款に定めがあります[6][7]。請求書で内訳が分かれていると、売掛金の内容を確認しやすくなります。

05 契約書に「債権譲渡の禁止」があるときは、先にお知らせください

民法466条は、債権の譲渡を禁止・制限する特約があっても、譲渡そのものの効力は妨げられないと定めています。ただし、譲り受ける側がその特約を知っていた場合などは、荷主が支払いを拒めることがあります[8]。

参考資料

1. 公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」（2025年11月） https://www.jftc.go.jp/toriteki/r7text.pdf
2. 公正取引委員会「委託事業者の義務」 https://www.jftc.go.jp/toriteki/toritekigaiyo/oyagimu.html
3. 国土交通省「トラック運送業における適正取引推進ガイドライン」（2025年12月11日改訂） https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001972281.pdf
4. 全日本トラック協会「適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」（2026年1月7日改訂） https://jta.or.jp/wp-content/uploads/2026/01/vap.pdf
5. 国土交通省「改正貨物自動車運送事業法（令和7年4月1日施行）について」 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn4_000014.html
6. 国土交通省「標準貨物自動車運送約款等の改正について」 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr4_000020.html
7. 国土交通省「標準貨物自動車運送約款」 https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/002005743.pdf
8. e-Gov法令検索「民法」第466条 https://laws.e-gov.go.jp/law/129AC0000000089

2026年9月に確認した内容です。個別の取引に法律が当てはまるかどうかは、弁護士などの専門家にご確認ください。

05 資金化のあとも、卒業まで支援

当面の資金を用意したあとも、専属担当が資金の流れを一緒に確認します。

STEP 1
必要な資金を確保
入金前の運賃を活用し、先に来る支払いに備えます。

STEP 2
入金日と支払日を並べる
運賃の入金日と燃料費・傭車費の支払日を整理し、足りなくなる時期をつかみます。

STEP 3
取引条件を見直す
支払サイトや運賃の見直しなど、荷主との条件の改善を一緒に検討します。

STEP 4
利用頻度を減らす
手元資金で事業を回せる状態を目指します。

記入シート：荷主ごとの入金と支払いを並べる

日付の順に書き出すと、手元の資金が足りなくなる時期をつかみやすくなります。金額は分かる範囲の見込みで構いません。

日付	荷主・支払先	運賃の入金	支払い（燃料・高速・傭車・給与）	残高の見込み

06 よくある質問

Q. どのような運賃の請求書が対象ですか？

法人の運送会社が荷主や元請けに請求した運賃・配送委託料などが対象です。請求額、支払期日、請求先が分かる請求書をご用意いただくと、確認がスムーズです。

Q. 荷主や元請けに通知されますか？

2社間の場合、荷主や元請けへの通知・承諾は原則不要です。3社間の場合は、売掛先の承諾を得て契約します。

Q. 軽貨物の事業でも利用できますか？

法人であればご相談いただけます。BIGは法人専門のため、個人事業主の方は対象外です。

Q. 赤字決算や税金の滞納があっても相談できますか？

ご相談いただけます。BIGでは売掛先の信用力と売掛債権の内容を重視して審査するため、貴社の財務状況だけで判断するものではありません。最終的な可否は審査によります。

Q. 手数料のほかに費用はかかりますか？

お見積もりに記載の手数料のみでご利用いただけます。振込手数料もBIGが負担します。追加の書類が必要になった場合の取得費用は、お客様のご負担となります。

Q. まだ書類が揃っていなくても相談できますか？

はい。お手元の書類と資金が必要な時期を、分かる範囲でお知らせください。審査に必要な書類は担当者がご案内します。

まずは、売掛金の内容をお知らせください。

ご相談だけでも無料。見積もり後に契約を強制することはありません。必要書類が揃っていない段階でも構いません。

無料相談・お見積もり

https://big-factoring.com/contact/

LINEで相談する

https://big-factoring.com/line/

BIGは法人専門のファクタリング会社です。個人事業主の方は対象外です。BIGのファクタリングは、売掛債権の売買取引であり、融資ではありません。

実際の手数料と入金時期は、売掛先、売掛金額、支払期日、書類の提出状況などにより異なります。

この資料は 2026年11月 に発行したもので、内容は発行時点のものです。最新の内容は次のページでご確認ください：https://big-factoring.com/service-transport/

法人専門ファクタリングのBIG（株式会社ビッグパートナーズ） https://big-factoring.com/